

第6期東京都高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）について

計画の概要

- ◆計画の性格・・・東京都における高齢者の総合的・基本的計画。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に策定。
- ◆計画期間・・・平成27年度から平成29年度までの3年計画（第6期計画）
- ◆計画のポイント・・・団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた計画。平成37年までの介護サービス見込量、介護保険料、介護人材の推計を初めて実施。

計画の考え方

- 2025年を見据えた中長期的な視点で、介護サービス基盤や高齢者向け住まいの充実を図るとともに、必要な介護人材の確保等に取り組む。
- 平成27年4月の介護保険制度改正により区市町村の役割が大きくなること等を踏まえ、区市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた支援等に取り組む。
- 地域包括ケアシステムを、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の中に位置付けていくという視点を明確にする。



計画の重点分野

★区市町村等による地域包括ケアの先進的な事例を掲載

① 介護サービス基盤の整備

- 高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まい、在宅サービスなどの介護基盤をバランスよく整備

施設等の整備目標

事項	平成20年3月1日時点	平成17年度末目標
介護	42,006人分	6万人分
志健	20,325人分	3万人分
グループホーム	9,425人分	2万人分
リ付住宅等	15,886戸	2万8千戸

【新規】平成37年度末の特別養護老人ホーム等の整備目標（長期ビジョンと一致）

【新規】介護サービス基盤整備に当たっての一部三県の自治体間連携
【新規】複数の区市町村が共同で特別養護老人ホームを利用できる仕組みの構築

② 在宅療養の推進

- 医療と介護の連携強化に向けた全面改訂
- 東京都保健医療計画（平成25～29年度）との調和
- 【新規】区市町村の地域支援事業の円滑な実施に向けた支援
- 【拡充】在宅療養生活への円滑な移行促進に向けた早期の退院支援
- 【拡充】訪問看護ステーション等の医療系サービスに対する支援体制の強化

③ 認知症対策の総合的な推進

- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に対応
- 【新規】認知症疾患医療センターの全区市町村への設置（島しょを除く。）
- 【新規】認知症医療従事者等の研修拠点となる認知症支援推進センターの設置
- 【拡充】認知症早期発見・診断のため、認知症支援コーディネーターの配置の充実

④ 介護人材対策の推進

- 人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組の推進
- 【新規】介護サービス見込量を基にした、平成37年度までの介護職員の需給推計
- 【新規】介護キャリア段階制度を活用したキャリアパスの導入支援

⑤ 高齢者の住まいの確保

- 「高齢者の居住安定確保プラン」（都市整備局との共管）と連動

⑥ 介護予防の推進と支え合う地域づくり

- 介護予防の充実等に向けた全面改訂
- 【新規】介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた区市町村支援
- 【新規】高齢者を支えるためのワークライフバランスの実現
- 【拡充】地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターの機能強化

2025年を目途に、東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す

福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議 「最終報告」の概要

地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

全ての都民が、経験や能力を活かして居場所と役割を持ち、地域で支え、支えられながら、自らが望む住まい方、暮らし方、生き方を様々な選択肢の中から主体的に選び、安心して共に暮らし続けることができる。

8つの論点と課題解決の方向性

① 高齢期の住まいの確保と住まい方の支援

- 空き家は地域における有効な資源であり、高齢者の住まいや医療・福祉拠点等を整備するために積極的に活用すべき。
- 低所得高齢者等に対し、住まいの確保への支援に加え、入居後の見守りやトラブル対応などの生活上の支援も提供し、地域での暮らしを支える取組が必要。

⑤ 地域に密着した介護サービス基盤の整備

- 地域サポートの拠点となる施設を、日常生活圏域ごとにきめ細かく配置すべき。そのことが災害時のセーフティネットとしても有効。
- 自治体や介護事業者、ボランティア等が参画して、必要な介護サービスやインフォーマルサービスを検討し、地域で暮らし続けられる体制をつくるべき。

② 介護予防と支え合う地域づくり

- 行政から働きかけるだけでなく、住民も自ら考え、地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組んでいくべき。
- 住民主体の取組を推進していくためには、モデル的な活動を支援するなど、活動を軌道に乗せるまでの行政の支援が有効。

⑥ 時代のニーズに応じた規制の見直し

- 空き家の高齢者の住まい等への活用や介護サービスの設置促進のため、各分野の規制について検証し、時代のニーズに合わせて見直しを図っていくべき。
- 柔軟に対応すべき点と、規制すべき点との峻別を行うべき。

③ 認知症の人にやさしい地域づくり

- 地域生活の継続のために必要な支援の在り方や具体的手法について、成功事例を蓄積・分析した結果をモデル化して、地域で実践できるよう普及すべき。
- 区市町村や地域包括支援センターの若年性認知症への対応力を向上させていくとともに、広域的な都の取組も充実させていくべき。

⑦ 介護人材の確保・育成・定着

- スキルアップのためのキャリア段位制度などを充実・発展させ、介護職員の専門性とそれに見合う処遇を確保するための仕組みを構築すべき。
- ロボット介護機器の活用効果を十分に発揮させるためには、実際の介護現場で適切な使用方法を検証し、その成果を普及することが必要。

④ 在宅療養環境の整備

- 人生の最終段階においても地域で暮らし続けたいという希望に対応できるよう、看取りに対応できる多様な住まいの確保への支援が必要。
- 医療者が早い段階から本人や家族と話し合い、患者が受けたい医療に関する意思決定支援を行うことが望ましい。

⑧ 仕事と介護の両立支援

- 企業は、社員の介護ニーズを把握し、相談体制を整えるとともに、適切な情報提供を行うべき。また、ゆとりある働き方ができる職場環境づくりに取り組むべき。
- 行政は、先駆的な取組の情報発信や、家族介護者が相談しやすい支援体制の構築、家族介護者に配慮した介護サービスの促進などを行うべき。

地域包括ケアシステムの実現に向けた3つの視点

① 地域の実情に即した展開

- 東京は多様であり、先行する好事例をヒントとして、地域の実情に応じた形に適応させることも重要。

② 分野横断的な施策と取組

- 行政の縦割りを排し、医療・介護・住宅・労働・まちづくりなど、部局の垣根を越えた政策連携が必要。

③ 多様な主体の参加と協働

- 多様な主体が連携し、地域の合意形成に基づき、それぞれの役割が形成されていくことが望ましい。